

文化芸術関係の指定管理者制度導入施設における市派遣職員 (H19.4.1 現在)

指定 管理者	施設名	施設での役職	市職員	市肩書	指定管理料 に報酬	業務の内容	
芸術創造財団	金沢歌劇座	館長			○	施設業務の総括	
	文化ホール	臨時職員			○	受付事務	
	アートホール	館長			○	施設業務の総括	
	市民芸術村	村長	○	担当課長	○	○	事業の円滑な実施、連携
		村長補佐	○	担当課長補佐	○	○	施設業務の総括
		館長	○		○	○	施設の総括補佐、営繕業務
		館長補佐	○	担当課長補佐	○	○	施設の総括
	芸術創造財団	卯辰山工芸工房	非常勤 管理者			○	施設の総括補佐
		牧山ガラス工房	管理者			○	施設の管理業務
		おしがはら工房	所長			○	施設の管理業務
湯涌創作の森		主任	○	主任	○	施設業務の総括	
くらしの博物館		館長			○	施設に関する庶務	
事務職員					○	館運営の総括	
文化振興財団	老舗記念館	館長			○	事業企画、連絡調整、受付	
	安江金箔工芸館	館長			○	館運営の総括	
	ふるさと偉人館	事業推進マネージャー			○	館運営の総括	
	泉嶽花記念館	名誉館長			○	事業企画、連絡調整、受付	
	金沢湯涌夢二館	館長			○	館運営のアドバイス	
	金沢音響器館	プロデューサー	○	担当課長	○	館運営の総括	
	前田土佐守家資料館	主査	○	主査	○	事業企画・実施、学芸に準ずる業務、事務全般	
	徳田秋聲記念館	館長			○	館運営のアドバイス	
	徳田秋聲記念館	名誉館長			○	館運営の総括	
	中村記念美術館	館長			○	館運営のアドバイス	
金沢21世紀美術館	中村記念美術館	館長補佐	○	担当課長補佐	○	館運営の総括	
	総務課長				○	学芸事務	
	総務課長補佐				○	施設業務	
	総務課担当補佐				○	施設業務の総括	
	総務課担当補佐				○	総務経理事務	
	総務課主査				○	総務経理事務	
	総務課主査				○	総務経理事務	
	総務課主事				○	施設営繕、設営業務	
	総務課主事				○	施設管理事務	
	館長				○	施設の総括	
金沢能楽美術館	館長補佐				○	施設の総括補佐、庶務	

5. 実行委員会への委託について

実行委員会とは、イベント等を開催する場合に、行政、企業、市民団体その他で構成し、開催の事業を行う組織のことで、主催事業を実行委員会で行う形態を「実行委員会形式」という。

金沢市だけでは開催できない、単一の組織では実現しがたい事業を実施するために組織されたものであり、例えば競技団体の協力(無償のボランティアの動員等)を得られないと開催できないようなマラソン大会など、共同開催の必要性があるからであり、実行委員会方式の全てを否定すると、このような事業を実現できないことになる。

しかしながら、実行委員会形式については平成14年度包括外部監査等従来から様々な問題点が指摘されてきているところである。

今回の個別の監査で見られた問題は下記のとおりである。

(1) 実行委員会そのものの実態は意思決定機関であり、承認機関である場合が多く、事務の執行は各課の課長等が事務局長を兼務する事務局へ一任されている。したがって、実行委員会の内部では事務の執行手続きに関する内部統制が効かない。

(2) 市役所全体で、他の部署にどのような実行委員会があり、どのような事業をいつごろから、計画執行し続けているか良く知らないとこの傾向がある。他者の目から見れば、その事業自体の有効性・効率性・必要性について新たな視点から見ることができ、そのための仕組みがない。よって事業のテーマ等が毎年継続し、一過性の記念行事化してははいかないかなどについて、既存の行政評価以外の視点からの市内部での牽制が機能しない。

(3) 実行委員会との契約においては、再委託に関する禁止事項は一括再委託の禁止事項だけで、個別の再委託に関しては、市長の承認規定はない。実行委員会にはイベントや主催事業の企画打合せ、予算執行等を行う程度の人的体制・能力しか有していないため、実際に執行しなければならぬほとんどの業務が「当該業務に熟知している等」の理由で1者随意契約によって前年度と同じ業者に委託され続けている。

(4) 実行委員会に対する委託料のうちイベント等開催事業に関連するものについて抽出し、調査を実施した。その内容は、次頁のとおりである。

個別事業では、支出負担行為の会計処理に改善が必要な事例が見受けられた。また、予算額と支出額の差がない事業の執行においては、予算消化主義に陥っていないか等、原始証憑に遡って検証する必要がある。実行委員会の監事による監査は残高照合と現預金実査までであり、事務の執行は各課の課長等が事務局長を兼務する事務局へ一任されているため、承認された予算額とその消化実績の検証に当たっては、実行委員会外部の機関によって収支内訳詳細と原始証憑との突き合わせが必要である。

実行委員会への委託によるイベント等開催事業

担当課	委託事業名	最終予算額	最終支出額	差額
企画調整課	金沢・まちなか彫刻作品・国際コンベンション2006開催事業	21,000,000	20,885,471	114,529
国際交流課	新体操ウインターフェスティバル in KANAZAWA 2008 開催事業委託料	12,000,000	10,718,910	1,281,090
歴史建造物整備課	第13回寺町サミット in 金沢・小立野開催業務委託	3,000,000	3,000,000	0
観光交流課	金沢城おまつり広場開催事業委託	12,000,000	11,990,583	9,417
ものづくり政策課	「ライフ&ファッション金沢ウィーク」開催事業委託	80,000,000	79,995,244	4,756
ものづくり政策課	「eAT金沢」開催事業委託	27,000,000	26,990,407	9,593
ものづくり政策課	技術開発ゼミナール開催事業委託	3,800,000	3,200,000	600,000
農業総務課	金沢スイカまつり開催事業委託料	700,000	700,000	0
市民スポーツ課	第14回金沢市民マラソン大会開催事業委託	12,500,000	12,028,027	471,973
市民スポーツ課	生涯スポーツマンスリースター開催委託料	3,500,000	3,178,514	321,486
障害福祉課	ほほえみスポーツフェスタ金沢開催委託料	900,000	900,000	0
学校指導課	金沢市小学校連合音楽会開催委託料	950,000	950,000	0
学校指導課	金沢市中学校連合音楽会開催委託料	500,000	500,000	0

意見

実行委員会形式による事業については、事務局長である該当部局の課長による経理処理チェックだけでなく、市と同様な厳正な執行を確保するため、実行委員会とは別の機関による監査が必要である。

6. 対価としての妥当性(事後評価の実施状況を含む)について

委託料として支払われる金額は、委託料がそれぞれの業務仕様に応じた適正な積算方法や積算根拠に基づいて算定されているかどうかの事前検討や、委託の成果が詳細な業務費内訳明細書によって、適宜適切に検証されることで、その妥当性が確保されるものである。

委託の業務内容や委託の目的物によっては、予定価格の算定に際して、市が独自に設計する場合もありうる。しかし、そのような場合でも、他社からの参考見積りすらとることなく、毎年1者だけからの見積りで予定価格を算出していたり、経費の詳細な内訳書を徴しない、いわゆる一式見積りを予定価格として採用していたりすれば、そのような予定価格の算定に正当な根拠があるとはいえない。

また、委託業務には継続性のあるものが多い。そのような委託業務は実績を検証し、業務内容を適宜適切に見直すことによって、はじめて成果に対する対価の妥当性が確保されるものである。

当初の委託目的や遂行された委託業務の実態が、積算の根拠となった業務仕様に合わなくなっているのに、委託先からの実績報告が業務結果報告書という完了届1枚の提出で済まされていたりすれば、当該委託業務に対して支払われた金額に妥当性があるとはいえない。

各論においても、見積積算や予定価格の算定に関する問題点と対価としての妥当性(事後評価の実施状況を含む)について意見を付したものが最も多かったため、次の表にその内容を総括し一覧で示す。

課名	事業名	契約方法	内容
金沢美術工芸大学事務局	金沢美術工芸大学学舎清掃業務委託料	一般競争入札	金沢美術工芸大学学舎清掃業務委託料の積算においては、複数業者から見積りを徴し、より詳細な積算を実施する必要がある。
環境政策課	東西クリーンセンターダイオキシン類測定調査業務	指名競争入札	東西クリーンセンターダイオキシン類測定調査業務委託料の積算においては、業者に詳細な経費内訳の提出を求め、対価としての妥当性を検討するとともに、実績報告書等に基づく事後評価を実施し、その結果を翌期以降の予算計上等に反映させる必要がある。
環境政策課	東部クリーンセンター炉内等清掃業務委託料	不調随意契約	東部クリーンセンター炉内等清掃業務委託料の積算においては、業者に詳細な経費内訳の提出を求め、対価としての妥当性を検討するとともに、実績報告書等に基づく事後評価を実施し、その結果を翌期以降の予算計上等に反映させる必要がある。

7. 再委託について

一括再委託は原則として禁止されている(金沢市契約規則第43条第1項第3号)。ただし、委託業務の本質的部分でないものについては、再委託を禁止するのは現実的とはいえない。

そこで、本市においても委託契約の標準書式に基づいた再委託を認める規定が設けられており、契約書に基づいた委託業務の一部再委託が行われている。

再委託に関する承認手続きに関し、各論において指摘されたものは、下記1件のみである。

課 名	事業名	契約方法	内 容
技術管理課	金沢市内川第2建設発 生土処理施設の管理運 営業務及び手数料徴収 事務の委託	随意契約	内川第2建設発生土処理施設の管理運営業務等の委託においては、受託者の再委託業務について、適正に承認手続きを行う必要がある。

しかし、実行委員会に対する委託では、随意契約の相手方である実行委員会が当該委託事業を、直接実施する能力を有していないために、契約金額のほとんどが再委託先に支払われており、再委託先の随意契約理由も単に当該業務に精通していること等をもって「契約の性質又は目的が競争に適しない場合」として、安易に再委託先の承認がなされている。

また、公の施設の管理委託(指定管理者)においても、契約金額の相当部分(清掃、警備等)が再委託先に支払われているケースが多いが、再委託先の随意契約理由も実行委員会同様で、安易に再委託の承認が行われているものが多い。

実行委員会形式や、指定管理者からの再委託に関しても、業務のマンモラル化や仕様書の標準化等を推進していくことによって、競争が可能なものについては安易に随意契約による再委託の承認が行われなければならないよう仕組みの構築が必要である。

環境政策課	金沢市西部ク リーセンター エレベーター 保守点検業 務	随意契約	西部クリーンセンターエレベーター保守点検業務委託料の積算においては、業者に詳細な経費内訳の提出を求め、対価としての妥当性を検討するとともに、実績報告書等に基づく事後評価を実施し、その結果を翌期以降の予算計上等に反映させる必要がある。
情報政策課	住民記録(兼印 鑑登録証明)オ ンラインシス テム用端末機 保守業務委託	随意契約	住民記録(兼印鑑登録証明)オンラインシステム用端末機保守業務委託については、事後評価等の実施により、年間の包括的な保守委託と個別の故障対応による場合を比較し、経費の妥当性を検証する必要がある。
リサイクル推進課	家庭系一般廃 棄物収集・運搬 委託業務	随意契約	家庭系一般廃棄物収集・運搬委託業務委託料の積算においては、業者に詳細な経費内訳の提出を求め、対価としての妥当性を検討するとともに、実績報告書等に基づく事後評価を実施し、その結果を翌期以降の予算計上等に反映させる必要がある。
リサイクル推進課	粗大ごみ等戸 別収集受付セ ンター業務委 託	随意契約	粗大ごみ等戸別収集受付センター業務委託料の積算においては、複数業者から見積りを徴するとともに、業者に詳細な経費内訳の提出を求め、対価としての妥当性を検討する必要がある。また、実績報告書等に基づく事後評価を実施し、その結果を翌期以降の予算計上等に反映させる必要がある。
技術管理課	金沢市内川第 2建設発生土 処理施設の管 理運営業務及 び手数料徴収 事務の委託	随意契約	内川第2建設発生土処理施設管理運営業務等の委託料の積算においては、受託者の再委託原価の検証を実施するなど、対価としての妥当性を検討するとともに、実績報告書等に基づく事後評価を実施し、その結果を翌期以降の予算計上等に反映させる必要がある。
市民課	東斎場火葬等 業務委託、南斎 場火葬等業務 委託	随意契約	東・南斎場火葬等業務委託料の積算においては、業者に詳細な経費内訳の提出を求め、対価としての妥当性を検討するとともに、実績報告書等に基づく事後評価を実施し、その結果を翌期以降の予算計上等に反映させる必要がある。

**第6 監査の結果(各論)**

以下、契約方法別に、競争(一般、指名)入札、随意契約、指定管理者制度の順に分類して記載している。

**【競争入札】**  
**1. 金沢美術工芸大学学舎清掃業務**

委託業務区分	
施設清掃	
委託業務内容	
金沢美術工芸大学学舎清掃業務	
業務委託理由別分類	
業務の効率化及び人件費等その他経費の節減	
款・項・目	
教育費・大学費・美術工芸大学管理費	
担当課	
金沢美術工芸大学事務局	
委託料	
1. 当初予算計上額	13,356,000円
2. 最終支出額	13,356,000円
委託履行期間	平成18年7月1日～平成23年6月30日
委託事業開始時期	平成15年度以前
委託契約先名称	中部ビル管理株式会社
委託契約先分類	営利法人
契約方法	一般競争入札
指名競争入札理由とするもの	指名競争入札による契約であり、該当なし
契約期間	平成18年7月より5年契約(長期継続契約)
再委託の有無	無

- (1) 委託業務の概要
- ① 年末年始、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日実施する日常清掃業務
  - ② 年10回又は5回実施する普通教室・研究棟清掃業務
  - ③ フックス仕上げ等年1回実施する特別清掃業務
  - ④ 年1回実施する窓ガラス清掃業務
  - ⑤ 週2回実施するゴミの分別業務、学舎の清掃業務
- (2) 業務委託理由について
- 業務の効率化及び人件費等その他経費の節減を理由としており、委託料は、平成16年度16,800千円、平成17年度14,217千円、平成18年7月以降の年間13,356千円と推移しており、確かに経費の節減効果が認められる。
- (3) 契約内容について
- 制約付き一般競争入札を実施している。
- 本委託契約は、平成15年度から平成17年度までは、指名競争入札で当該業者と締結されていた。
- しかし、より競争原理を働かせ一層の経費の節減を図るために、予定価格1,000万円以上の清掃業務には一般競争入札を導入するという金沢市の方針を受けて、平成18年5月29日に、長期継続契約(5年)による本業務の一般競争入札が行われている。長期継続契約の根拠は、金沢市条例の「施設の清掃及び警備に関する委託契約」に該当するためである。
- また、一般競争入札への入札参加資格は、次のとおりで、このような制約が付されているが、特に不当な参入制限とは認められない。
- ① 主たる営業所(本店)の所在地が金沢市内にあること。
  - ② 平成17年10月1日直前の決算済み2事業年度において、「清掃業務」の請負実績が、平均3,000万円以上であること。
  - ③ 業務ビル(事務所、商業施設又はこれらの複合施設)において清掃面積3,500㎡以上の清掃業務を、12月以上連続して実施した経験を有すること。
- なお、平成18年4月から6月までは、一般競争入札導入へのつなぎとして随意契約で当該業者と締結されているが、その随意契約理由は、「当該業者は、平成17年度当該業務の請負業者であり、本学の業務内容に精通し、日常の業務を遺漏なく確実に遂行しており、また、勤務態度も勤勉である」であった。
- (4) 入札について
- 平成16年度の指名競争入札時の指名業者は10社であった。そのうち6社が、平成17年度の指名競争入札時にも指名されており、予定価格内入札者は当該業者1社のみで、落札率は99.9%であった。
- そして平成18年度の一般競争入札では、平成17年度の指名業者のうち応募した

(7) 再委託の状況について  
該当なし

(8) 事後評価の実施状況

委託料の実績を、毎期の次期予算見積計算に反映している。例えば、平成20年度には金沢美術工芸大学学舎の各部屋の利用状況をもとに、清掃回数の見直しを行ったことに伴い委託金額の減額変更をしている。

また、平成16年4月1日から清掃業務委託に係る履行状況評価が実施されており、そのための要領、評定基準マニュアルも整備されている。

監理課検査員と委託業務担当課職員がそれぞれ年4回評価し、その業務委託成績評定は、当該業者に通知される。評価項目は9項目あり、その合計点で5段階に総合判定される。

委託料は年々削減されているにも拘らず、当該業者の平成17年度からの評価結果を見ると、「普通」から「良好」に改善されている。

評価結果は、入札の有資格者名簿の格付けに反映されるし、成績優秀者は表彰もされる。業者のモチベーションを高めるのに有効な方法である。

のは4社(D社、E社、G社、I社)であった。そして応札業者10社の第1回入札で、月額予定価格以下の者が2社あり、そのうち、より低い入札をした当該業者が落札した。結果的に、当該業者が当該業務を指名競争入札時、一般競争入札時を通して受託している。一般競争入札を導いたことにより、前年度から引き続き応札した業者割合が半分以上となり、予定価格内応札者も2社あり、落札率も約1%低下している。なお、入札額は、税抜金額である。

平成17年度 指名競争入札		平成18年度 一般競争入札	
業者名	入札額	業者名	入札額(月額)
A社	13,700,000円	K社	1,140,000円
B社	13,700,000円	L社	1,100,000円
C社	14,600,000円	M社	1,119,800円
<b>D社</b>	<b>13,540,000円</b>	<b>D社</b>	<b>1,060,000円</b>
<b>E社</b>	<b>14,200,000円</b>	<b>E社</b>	<b>1,080,000円</b>
F社	13,600,000円	N社	1,070,000円
<b>G社</b>	<b>13,900,000円</b>	<b>G社</b>	<b>1,172,000円</b>
H社	13,800,000円	O社	1,100,000円
<b>I社</b>	<b>13,700,000円</b>	<b>I社</b>	<b>1,160,000円</b>
J社	13,900,000円	P社	1,150,000円

(5) 予算の正確性の検証  
当初予算計上額と最終支出額に差異はない。

(6) 対価としての妥当性について  
委託料の積算は、積算清掃場所・作業内容ごとに清掃面積に清掃単価を乗じたものに年間清掃回数を乗じて算定している。

清掃単価は、当該業者の見積単価を参考としており、見積単価の中身については、トイレ等清掃作業に負担が伴う箇所については単価を上げる等、作業内容に応じた積算が行われている。

ただし、清掃単価に当該委託業者の見積単価を参考としていることについては、特定の業者に依存していることとなるため、相互に比較するためにも見積りを複数の業者から徴し、詳細な積算を実施することが望ましい。

意見

金沢美術工芸大学学舎清掃業務委託料の積算においては、複数業者から見積りを徴し、より詳細な積算を実施する必要がある。

2. 次期廃棄物埋立場建設事業に係る環境影響評価業務委託

委託業務区分	
調査、研究、測定、集計	
委託業務内容	
次期廃棄物埋立場建設事業に係る環境影響評価業務	
業務委託理由別分類	
知識・技術の高度化により直営による対応が困難	
款・項・目	
衛生費・清掃費・清掃施設建設費	
担当課	
環境局環境政策課	
委託料	
1. 当初予算計上額	
67,620,000 円 (債務負担行為 2 年次目現計化分)	
2. 最終支出額	
67,620,000 円 (債務負担行為 2 年次目完了分)	
委託履行期間	
平成 18 年 5 月 29 日～平成 20 年 9 月 30 日	
委託事業開始時期	
平成 18 年度	
委託契約先名称	
日本工営・東洋設計共同企業体	
委託契約先分類	
営利法人	
契約方法	
公募型指名競争入札	
公募型指名競争入札理由とするもの	
予定価格が 1,000 万円以上のコンサルタント業務、システム開発業務	
契約期間	
平成 18 年 5 月 29 日～平成 20 年 9 月 30 日	
再委託の有無	
無	

(1) 委託業務の概要

「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」(石川県条例)に基づき、金沢市が計画している次期廃棄物埋立場(5ヘクタール以上)建設事業に伴い、環境の保全について適切な配慮を行うため、事業が環境に及ぼす影響についての調査、予測及び評価を実施するもので、契約期間が3年度にわたる大規模な環境影響評価業務である。

対象事業概要:

- ・事業予定地 金沢市中山町、戸室新保地内 外
- ・事業区域面積 約540,000 m<sup>2</sup>
- ・埋立地の面積 約141,000 m<sup>2</sup>
- ・埋立容量 約3,000,000 m<sup>3</sup>
- ・埋立廃棄物の種類 家庭系及び事業系一般廃棄物、産業廃棄物(燃え殻、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、汚泥、解体廃材<小規模なもの>)

現地地図:

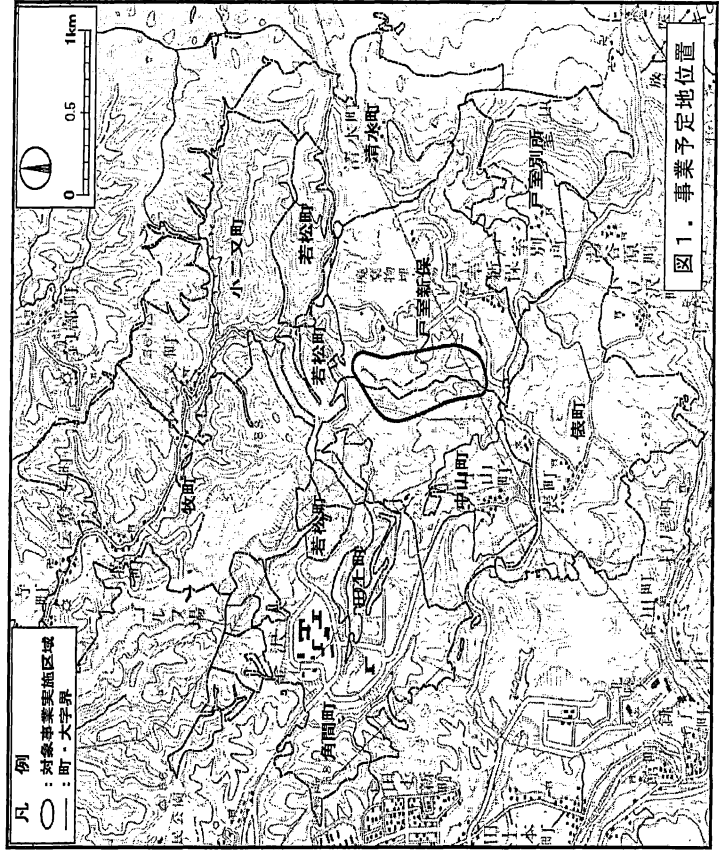


図1. 事業予定地位置

(2) 業務委託理由について

委託の理由は、知識・技術の高度化により直営による対応が困難なためであり、本業務は、環境アセスメント関連の業務とコンサルタント業務の共同企業体でなければ実施できない高度な知識・技術を要求される調査、予測及び評価業務である。

(3) 契約内容について

公募型指名競争入札を実施している。  
「金沢市役務に係る公募型指名競争入札実施要綱」により、予定価格が1,000万円以上のコンサルタント業務、システム開発業務は、公募型指名競争入札とされている。  
監理課が入札参加資格の原案を作成し、「金沢市入札契約手続審査委員会」に諮り、最終決定することとなる。

入札参加資格は、

- ① 2以上の共同企業体であること。
  - ② 代表者は直前2事業年度の環境アセスメント関連の業務実績が平均5億円以上であること。
  - ③ 他の構成員は直前2事業年度のコンサルタント業務の実績が平均1億円以上であること。
- 技術者を10人以上有すること。  
金沢市内に本店を有すること。

であるが、以上の条件②を満たす業者は8社で、条件③を満たす業者は15社であった。条件②・③を満たす業者同士で共同企業体を結成すると8社となるが、そのうち6社が応募してすべて指名されている。

一般的に入札参加資格を絞り込み過ぎることは、競争を制限する可能性もあるため、より多くの業者が参加できるよう、公募条件を極力限定しないよう配慮も必要である。

(4) 入札について

平成18年度に、公募型指名競争入札を行ったが、指名業者は6社で、そのうち5社が入札し、1社は入札辞退している。予定価格を下回ったのは、落札業者のみであり、落札率は約96%であった。

業 者 名	入 札 額
平成18年5月29日	
A 共同企業体	140,000,000円
B 共同企業体	辞退
C 共同企業体	195,000,000円
D 共同企業体	183,500,000円
E 共同企業体	201,000,000円
F 共同企業体	182,000,000円

(5) 予算の正確性の検証

当初予算計上額と最終支出額に差異はなかった。

(6) 対価としての妥当性について

まず、5社から見積書を徴し、最低見積業者(落札業者とは別業者)の見積書を参考に業務設計書を作成している。

業務設計書から

予定価格＝①技術業務費＋②調査業務費＋消費税

(①技術業務費の積算)

①＝③直接業務費＋④間接業務費

③＝⑤直接人件費＋⑥直接経費

④＝⑦諸経費＋⑧技術経費

⑦＝⑤に一定率を乗じる。

⑧＝(⑤＋⑦)に一定率を乗じる。

(②調査業務費の積算)

②＝⑨直接業務費＋⑩間接業務費＋⑪分析費

⑨＝⑫直接人件費＋⑬直接経費

⑩＝⑨に一定率を乗じる。

⑪＝数量に単価(代価表)を乗じる。

一定率は、「社団法人日本環境アセスメント協会」、「国土交通省調査業務・技術業務経費」に拠っている。

なお、業者見積書と業務設計書を比較すると、業者見積書の項目ごとに一定の査定率を乗じた数値が業務設計書の数値に近いものが多く、業者見積をそのまま

3. 東西クリーンセンターダイオキシシン類測定調査業務

委託業務区分	
調査、研究、測定、集計	
委託業務内容	
東西クリーンセンターダイオキシシン類測定調査	
業務委託理由別分類	
知識・技術の高度化により直営による対応が困難	
款・項・目	
衛生費・清掃費・ごみ処理費	
担当課	
環境局環境政策課	
委託料	
1. 当初予算計上額 (東部・西部)	
2,528,000円、2,459,000円	
2. 最終支出額 (東部・西部)	
2,444,400円、2,438,100円	
委託履行期間	
平成19年6月9日～平成20年3月21日	
委託事業開始時期	
平成15年度以前	
委託契約先名称	
株式会社金沢環境サービス公社	
委託契約先分類	
営利法人	
契約方法	
指名競争入札	
指名競争入札理由とするもの	
工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約で、その性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき	
契約期間	
平成19年6月9日～平成20年3月21日	
再委託の有無	
無	

認めるのではなく、一定の査定率を乗じることで委託料を削減しようとしている。  
また、諸経費は一定率を乗じて算定されており、詳細な内訳明細等を参照して  
までは積算されていない。

(7) 再委託の状況について  
該当なし

(8) 事後評価の実施状況  
経済性や効率性の観点からの事後評価は特に実施されていない。  
また、県条例に伴う準備書・評価書を7月に作成し、住民説明会を開催し、住  
民からの意見公募を行っていることから、委託業務の成果は、有効活用されてい  
ると思われる。

当該委託事業は既に完成しており、監査意見に対する措置を求めめることはでき  
ないが、将来において同種の委託業務を実施する際には、委託料の積算時に業者  
に詳細な経費内訳の提出を求め、対価としての妥当性を検討するとともに、実績  
報告書等に基づく事後評価を実施し、その結果を翌期以降の予算計上等に反映さ  
せる必要がある。



(1) 委託業務の概要  
 当該業務は、ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、平成11年度から実施しているもので、東西クリーンセンターの運転に伴って発生する排ガス等のダイオキシン類濃度及び作業環境中のダイオキシン類濃度を測定することにより、処理工程からの排出状況を把握している。

また、処理施設の機能及び周辺への影響を評価するとともに、各種発生源から作業環境への排出状況を把握し、作業環境中への発散抑制対策の資料とするための調査業務である。

当初は、この種の測定調査業務を行い得る業者は全国に10~20社しかなかったため、随意契約で業務委託していたが、後に、業者数も増えてきたため、現在は指名競争入札を導入している。

(2) 業務委託理由について

委託の理由は、知識・技術の高度化により直営による対応が困難なためであり、確かに、「ダイオキシン類測定調査」には特殊かつ高度な技術が要求される。

(3) 契約内容について

指名競争入札を実施している。

業者選定理由は、①金沢市内の業者であること。②計量証明事業所であること。③作業環境測定資格を有し、ダイオキシン類のサンプリング業務を行えることである。

なお、①については、平成18年度では「北陸3県に事業所があること」であったが、平成19年度に、「試料採取の際の利便性・相手方とのきめ細かい頻繁な打ち合わせが可能であること」という理由から制限したものである。

4. 入札について

平成15年度	第1回	第2回	落札率約
A社	4,700,000円	4,600,000円	99%
B社	4,750,000円	4,650,000円	
C社	4,800,000円	4,650,000円	
D社	4,830,000円	4,650,000円	

平成16年度	落札率約
A社	97%
B社	
C社	
D社	

平成17年度	A社が落札	落札率約
A社	2,700,000円	99%
B社	2,790,000円	
C社	2,800,000円	
D社	2,830,000円	

平成18年度	A社が落札	落札率約
A社	4,750,000円	98%
B社	4,950,000円	
C社	5,180,000円	
D社	5,100,000円	
E社	5,600,000円	
F社	5,200,000円	
G社	5,070,000円	

平成19年度	A社が落札	落札率約
A社	4,650,000円	98%
B社	4,700,000円	
C社	4,910,000円	
D社	5,100,000円	

平成15年度は、第1回・第2回入札の結果予定価格以下の入札がなく、第2回入札の最低入札業者A社と不調随意契約を結んだ。平成16年度は、4社が入札し予定価格内が4社で、A社が落札した。平成17年度は4社が入札し、予定価格内で最低価格であったA社が落札した。平成18年度は7社が入札し、予定価格内で最低価格であったA社が落札した。平成19年度は、4社が入札し、予定価格内が2社、そのうち、より低い価格の当該業者が落札した。

落札率(落札額を予定価格で除して求めた数値)は、平成15年度が約99%、平成16年度が約97%、平成17年度が約99%、平成18年度が約98%、平成19年度が約98%であった。

また、平成15年度の第2回入札でB社・C社・D社がすべて4,650,000円と同額になっている。平成16年度の入札で4社すべてが予定価格内でB社・C社・D社の入札額の差がすべて10,000円となっている。

(5) 予算の正確性の検証

入札の結果、東西クリーンセンター合わせて当初予算計上額4,987,000円に対し、最終支出額4,882,500円で余剰差額104,500円が発生している。

余剰差額は、目内流用されており、流用先を精査した結果、問題は認められなかった。

4. 市道幹線歩行者専用地下道清掃管理業務

委託業務区分	
施設清掃	
委託業務内容	
地下道の清掃及び排水ポンプピット清掃	
業務委託理由別分類	
民間感覚により市民サービスの向上を図るため	
その他	
款・項・目	
土木費・道路橋りょう費・道路維持費	
担当課	
都市整備局土木部道路管理課	
委託料	
1. 当初予算計上額	
3,030,000円	
2. 最終支出額	
2,730,000円	
委託履行期間	
平成19年4月1日～平成24年3月31日	
委託事業開始時期	
平成15年度以前	
委託契約先名称	
金沢市清掃株式会社	
委託契約先分類	
営利法人	
契約方法	
指名競争入札	
指名競争入札理由とするもの	
工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約で、その性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき	
契約期間	
平成19年4月より5年契約(長期継続契約)	
再委託の有無	
無	

(6) 対価としての妥当性について  
積算の考え方

- ①直接業務費+②共通仮設費=③純業務費
- ③+④現場経費=⑤業務原価
- ⑤+⑥一般管理費=⑦業務価格
- ⑦+⑧消費税相当額=積算価格

①は東部クリンセンター・西部クリンセンターそれぞれについて、作業ごとに、数量に単価を乗じて算定する。単価は、業者の見積単価に査定率を乗じて決定される。

②は試料採取費に一定率を乗じて算定する。

④は③に一定率を乗じて算定する。

⑥は⑤から分析費を差し引いたものに一定率を乗じて算定する。

一定率は、下水道用設計書標準歩掛表に拠っている。

本業務の委託料の積算の考え方は上記のとおりで、一般管理費等は一定率を乗じて算定されており、詳細な内訳明細等を参照してまでは積算されていない。

本件委託業務の落札率が高率であることから、今後は、業者に詳細な経費内訳の提出を求めると、対価としての妥当性について検討する必要がある。

(7) 再委託の状況について

該当なし

(8) 事後評価の実施状況

経済性や効率性の観点からの事後評価は特に実施していない。なお、本委託業務は国の法律で義務づけられているものであり、その成果も金沢市のホームページで公開されている。

意見

東西クリンセンターダイオキシン類測定調査業務委託料の積算においては、業者に詳細な経費内訳の提出を求め、対価としての妥当性を検討するとともに、実績報告書等に基づき事後評価を実施し、その結果を翌期の予算計上等に反映させる必要がある。

指名業者、落札業者 (価格は税込価格)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
A社	○				
B社	○			○	
C社	○		○		
D社	○	○			
E社 (落札価格) (落札率)	◎ 5,040,000円 約93%	◎ 4,662,000円 約94%	◎ 4,777,500円 約96%	◎ 4,662,000円 約98%	◎ 2,730,000円 約98%
F社	○				○
G社	○				
H社		○			
I社		○		○	
J社	○		○	○	○
K社		○			
L社		○			
M社			○		
N社			○		
O社			○		
P社			○		
Q社			○		
R社				○	
S社				○	
T社				○	
U社					○
V社					○
W社					○
X社					○
Y社					○

注 ○は指名業者、◎は落札業者である。

(5) 予算の正確性の検証  
当初予算 3,030,000円に対して最終支出額 2,730,000円であり、300,000円の  
不用額が生じたが、不用額は1,000,000円未満であり、予算は減額せず道路維持  
費内で他事業に流用した。

これは予算に対する割合から見ても、特に問題はないと思われる。

(1) 委託業務の概要  
清掃箇所 12箇所について毎年1月を除く毎月1回(年11回)の地下道の清掃  
及び年2回の排水ポンプピット清掃(床面及び側壁面の水洗清掃)

(2) 業務委託理由について  
特に記載する事項はない。

(3) 契約内容について  
指名競争入札(長期継続契約)を実施している。  
条例で施設の清掃にかかる委託業務は長期継続契約をできるものとし、規則に  
おいてその期間は5年を超えないものと規定されている。  
しかし、実際の契約にあたっては、例えば、長期継続契約によって業者固定設  
備の調達を可能とすることで経費が節減できることなど、個別業務毎にそのメリ  
ットを具体的に検討しておく必要があるものと考えられる。期間を5年とするこ  
とについても同様である。

また、長期継続契約を締結した平成19年度の委託料は、前年度に比べ減額とな  
っているが、これは対象地下道が県道として移管されたため、業務量が減少した  
ことによるものである。  
契約期間である5年間の間においても、委託業務の内容に大きな変更が生じる  
可能性が低いことを事前に検討すべきである。

意見  
市道幹線歩行者専用地下道清掃管理業務においては、長期継続契約を締結す  
るメリットや契約期間とともに、契約期間中に委託業務内容に大きな変更が生  
じないことを事前に検討したうえ契約を行う必要がある。

(4) 入札について  
指名業者及び落札業者の状況について調査を行った。その状況については次に  
記載する。

指名業者は、長期継続契約を締結した平成19年度まで、毎年5～6者を変動さ  
せている。毎年度同じ業者で競争入札を繰り返していても競争の意義が弱いので  
指名業者を変動させることは評価できる。その意味ではこの委託業務は適正な競  
争が行われたことになるが、5年間で指名が1度の業者が多数存在し、落札業者  
は5年間同じ業者であった。

## 5. 用排水路流入入口点検業務委託

委託業務区分
その他の委託
委託業務内容
用排水路流入入口点検、土砂・ゴミの撤去集積、運搬積込・処理
業務委託理由別分類
業務の効率化及び人件費等その他経費の節減
款・項・目
土木費・河川費・河川維持費
担当課
都市整備局土木部内水整備課
委託料
1. 当初予算計上額
3,896,000 円
2. 最終支出額
3,780,000 円
委託履行期間
平成19年4月1日～平成20年3月31日
委託事業開始時期
平成15年度以前
委託契約先名称
株式会社金沢環境サービス公社
委託契約先分類
営利法人
契約方法
指名競争入札
指名競争入札理由とするもの
工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約で、その性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき
契約期間
平成19年4月より1年契約
再委託の有無
無

(6) 対価としての妥当性について  
仕様書等を精査し、特に問題はなかった。

(7) 再委託の状況について  
該当なし

(8) 事後評価の実施状況  
委託料の実績は、毎年、次年度の予算の積算に反映することになっている。特に記載する事項はない。

(5) 予算の正確性の検証

平成20年度では当初予算額3,900,000円、当初契約額3,864,000円、変更契約額4,811,100円、対予算不足額911,100円となっている。不足額は1,000,000円未満であり、財政課了承の上、河川維持費における委託費の残額で執行している。概ね当初予算どおりの執行となっており、当初予算の算定は妥当と判断した。

(6) 対価としての妥当性について

仕様書等を精査し、特に問題はなかった。

(7) 再委託の状況について

該当なし

(8) 事後評価の実施状況

委託料の実績を、毎期の次期予算見積計算に反映することになっている。特に記載する事項はない。

意見

市が用排水路流入口に設置したゴミ収集用スクリーンについては、管理責任者、点検回数などが記載された台帳を一体的に整備するとともに、新規点検箇所を追加や点検回数が見直し及びその見直し理由を含め、台帳を常時更新する必要がある。

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、市街化区域内にある用排水路流入口53箇所について、適正な流量の確保を図るために実施するものである。

これまでに市が流入口に設置したゴミ収集用スクリーンは、103箇所であり、そのうち、53箇所が点検(線点検回数829回)を実施している。

市が設置したスクリーンは町内会、土地改良区等に引き渡してスクリーンの管理を行わせる場合と、市が直接管理する場合がある。点検箇所は原則として市が直接管理するスクリーンであるが、引き渡したスクリーンでも地元で管理が困難なものについては点検を行っている。

(2) 業務委託理由について

特に記載する事項はない。

(3) 契約内容について

特に記載する事項はない。

(4) 入札について

指名競争入札であるので、指名業者及び落札業者の状況について調査を行った。平成16年度～平成20年度の5年間についての指名業者を比較すると、前年度に対し毎年度、指名業者から外れる業者又は加わる業者がある。毎年度同じ競争を繰り返していても競争の意義が弱いので指名業者を変動させていることは評価できるが、その変動が最小限のものであった。できればもっと変動させて市場競争を活かした指名競争入札が好ましい。

落札業者は調査した5年間同じ業者であった。

指名業者、落札業者(価格は税込価格)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
A社	○	○	○	○	○
B社 (落札価格) (落札率)	◎ 3,675,000円 約98%	◎ 3,780,000円 約96%	◎ 3,780,000円 約90%	◎ 3,780,000円 約97%	◎ 3,864,000円 約99%
C社	○	○	○	○	○
D社	○	○	○	○	○
E社	○	○	○	○	○
F社	○	○	○	○	○
G社	○	○	○	○	○
H社				○	○

(注1) ○は指名業者、◎は落札業者

(注2) H20年度は当初契約

6. 東部クリーンセンター炉内等清掃業務

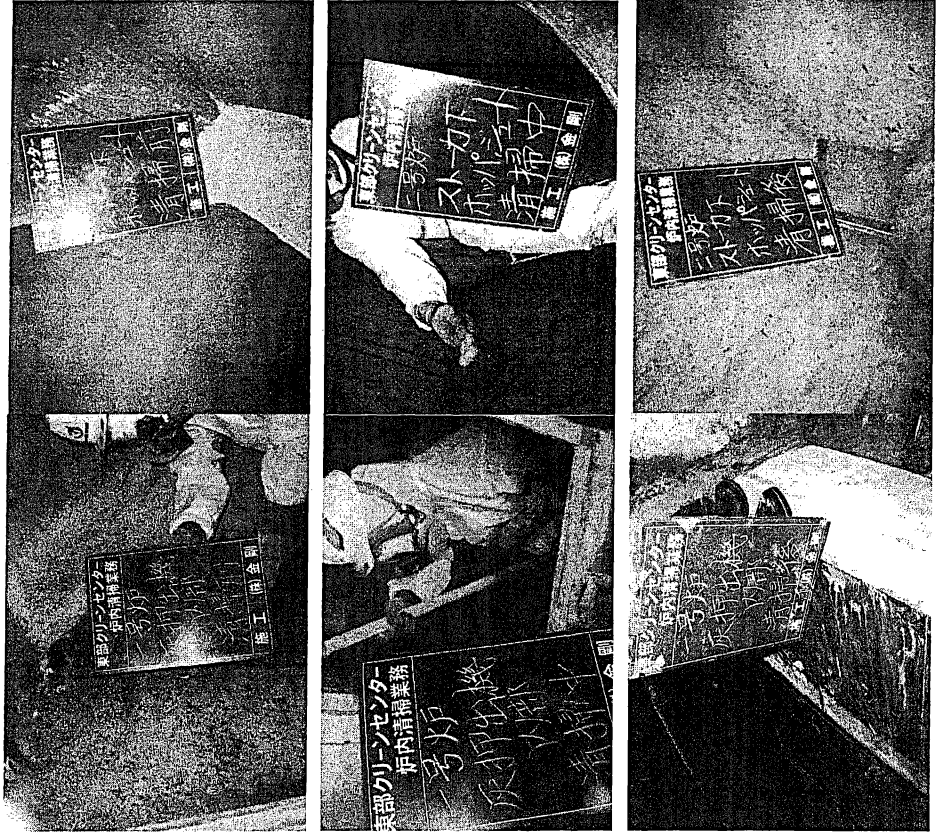
委託業務区分	
その他の委託	
委託業務内容	東部クリーンセンター炉内等清掃業務
業務委託理由別分類	
知識・技術の高度化により直営による対応が困難	
款・項・目	
衛生費・清掃費・ごみ処理費	
担当課	
環境局環境政策課	
委託料	
1. 当初予算計上額	3,780,000円
2. 最終支出額	3,255,000円
委託履行期間	平成19年4月27日～平成19年12月21日
委託事業開始時期	平成15年度以前
委託契約先名称	株式会社金剛
委託契約先分類	営利法人
契約方法	不調随意契約
随意契約理由とするもの	不調随意契約(指名競争入札で落札者がいないので随意契約に移行したもの)
契約期間	平成19年4月27日～平成19年12月21日
再委託の有無	無

(1) 委託業務の概要

平成3年に東部クリーンセンターを開設した当初は、当該設備を建設した三菱重工(株)に、随意契約で「炉内等清掃業務」を委託していた。  
平成15年度以降は、指名競争入札を実施し、それ以降は、当該業者が当該業務を受託している。

当該業務は、定期点検やオーバーホールの前に行う炉内等清掃である。

左写真上から：一号炉灰灰押出機内部の清掃前・清掃中・清掃後  
右写真上から：二号炉ストローク下ホッパシュートの清掃前・清掃中・清掃後



度・平成18年度・平成19年度は入札不調で随意契約に移行している。  
また、受託業者はすべてA社である。

(5) 予算の正確性の検証  
不調随意契約の結果、当初予算計上額と最終支出額に525,000円の余剰差額が発生している。  
余剰差額は、目内流用されており、目内流用した先を精査した結果、問題は認められなかった。

(6) 対価としての妥当性について  
積算の考え方

①直接業務費＋②共通仮設費＝③純業務費

③＋④現場管理費＝⑤業務原価

⑤＋⑥一般管理費＝⑦業務価格

⑦＋⑧消費税相当額＝積算価格

①は、材料費・労務費・直接経費・複合経費から構成され、主に数量に単価を乗じて算定される。材料単価は、カタログ価格に査定率を乗じて決定される。労務費は、作業ごとの実績人数・工数に単価を補正したものを乗じて算出する。直接経費は、労務費の一定率である。

②は①に一定率を乗じて算定する。

③は③に一定率を乗じて算定する。

④は⑤に一定率以内を乗じて算定する。

⑥は⑤に一定率以内を乗じて算定する。  
一定率は、下水道用設計標準歩掛表に基づいている。

なお、材料単価の算定で、平成17年度までは当該業者の価格を用いていたが、より客観的な積算をするために「カタログ価格」を用いるようになっていく。  
本業務の委託料の積算の考え方は上記のとおりで、一般管理費等は一定率を乗じて算定されており、詳細な内訳明細等を参照してまでは積算されていない。

入札不調により随意契約となっており、対価としての妥当性について検討する必要がある。

(7) 再委託の状況について  
該当なし

(8) 事後評価の実施状況  
委託料の実績を、毎期の次期予算見積積算に反映している。  
しかし、なぜ毎年度落札率100%又は不調随意契約となっているかの分析まではなされていない。

(2) 業務委託理由について

委託の理由は、知識・技術の高度化により直営による対応が困難なためであり、確かに、東部クリーニングセンター炉内等清掃には特殊な技術が要求される。

(3) 契約内容について

指名競争入札を実施したが、1回目の入札で予定価格以下の者がおらず、2回目の入札を実施しても、予定価格以下の者がいなかったため、最低入札業者と随意契約を行っている。

また、指名競争入札の業者選定は、当該業務に対する地理的条件、当該特殊な清掃の実績等を勘案して「貸借業務及びその他委託業務」の予定価格区分に従った等級を有する業者の中から監理課で決定されている。

(4) 入札について

平成17年度			
業者	第1回入札	第2回入札	落札率
A社	3,370,000円	A社が落札	落札率100%
B社	3,450,000円		
C社	3,500,000円		
D社	3,650,000円		

平成18年度			
業者	第1回入札	第2回入札	A社と不調随意契約
A社	3,050,000円	3,000,000円	A社と不調随意契約
B社	3,100,000円	3,030,000円	
C社	3,250,000円	3,020,000円	
D社	3,200,000円	3,030,000円	

平成19年度			
業者	第1回入札	第2回入札	A社と不調随意契約
A社	3,800,000円	3,600,000円	A社と不調随意契約
B社	3,920,000円	3,680,000円	
C社	辞退	辞退	
D社	4,150,000円	3,750,000円	
E社	4,200,000円	辞退	

平成19年度は、E社を指名業者に新たに追加したが、その他の業者は前年度と同じである。

平成17年度に、落札率100%で第1回入札で落札しているのみで、平成16年

【随意契約】

7. 介護相談員派遣事業委託

委託業務区分	
各種事業、研修会等開催・運営	
委託業務内容	
介護相談員派遣事業	
業務委託理由別分類	
業務の効率化及び人件費等その他経費の節減	
款・項・目	
地域支援事業費・地域支援事業費・包括的地域支援事業費	
担当課	
福祉健康局介護保険課	
委託料	
1. 当初予算計上額	7,341,000 円
2. 最終支出額	7,341,000 円
委託履行期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日
委託事業開始時期	平成15年度以前
委託契約先名称	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会
委託契約先分類	金沢市の財政支援団体(補助金・交付金等を受けている団体)
契約方法	随意契約
随意契約理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間	平成19年4月より1年契約
再委託の有無	無

意見

東部クリニックセンター炉内等清掃業務委託料の積算においては、業者に詳細な経費内訳の提出を求め、対価としての妥当性を検討するとともに、実績報告書等に基づき事後評価を実施し、その結果を翌期以降の予算計上等に反映させる必要がある。



一ビスに関する十分な知識があること。③福祉・保健・医療関係者及び市民・地域団体との連絡調整が円滑に行える事業者であることが必須条件となっている。平成12年度から本事業を受託し、いずれも良好な成績を上げており、「契約の性質上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」として、当該団体が本委託業務の契約の相手方とされている。

#### (4) 入札について 該当なし

(5) 予算の正確性の検証  
当該年度については、当初予算計上額と最終支出額に差異はなく、精算報告書を開覧したところ、当初予算計上額については特に問題はなかった。ただし、委託先の収支精算書と、領収書との架合までは実施していない。

(6) 対価としての妥当性について  
予算の算定は、担当課と当該団体の話し合いの結果に基づいて、担当課が予算要求書を作成して財政課に提出される。予算査定の結果を受けて、委託内容の変更が行われている。  
また、収支精算書を見ると、研修参加費は、県の補助金により参加した者を差し引いた金額であり、介護相談員養成研修費・現任研修費単価は、交通費・宿泊費等で、金沢市の基準に拠っている。  
介護相談員派遣費単価は一回当たりの交通費と日当から成っており、介護相談員派遣回数は、定期的な報告書の提出でチェックされている。

お茶代は、金額を参加者数で除し一人当たりの単価を算出し、年度比較をして適正な額が確認されている。  
収支精算書では、収入と支出が同額となっているが、精算時に領収書の添付までを求めておらず、経費の支出に関し、金額の確認や内容のチェックが詳細に行われていない。

#### (1) 委託業務の概要

本委託事業の契約先である社会福祉法人金沢市社会福祉協議会は、住民組織や福祉関係団体、公私の社会福祉事業関係者により構成され、誰もが安心して暮らすことのできるまらづくりを旨とし、住民の福祉活動の組織化や支援、また、社会福祉を目的とする事業の連絡調整、住民の参加と協力を得て事業の企画・実施などを行う民間の団体である。

当該団体は、昭和26年に発足し、昭和29年に社会福祉法人としての認可を受けた。市内の福祉団体や市民団体、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、社会福祉施設、ボランティア団体などにより組織され、社会福祉に関する調査研究及び協議、広報・啓発、地区社会福祉協議会・民生委員児童委員・ボランティア等への活動支援、障害のある人等への支援事業などを行っている。その一つに介護相談員派遣事業がある。

具体的には、

- ①介護相談員を募集し、専門の研修講座を受講させ、新規養成し、登録をする。
- ②介護相談員の派遣を希望する施設等をリストアップして、介護相談員を派遣し、利用者の相談に乗ったり、事業者と意見交換する。
- ③介護相談員連絡会を開催する。
- ④その他委託事業の執行に際し必要と認められる事項である。

この事業には、国からの交付金が40.50%、県から20.25%、市から20.25%、残り19%が介護保険料で賄われる。

ところで、当該団体には、以前は市派遣職員が存在したが、現在は存在しない。平成19年度においては、会長と常務理事が市職員OBであり、その前職は、助役と市民福祉部長であった。また、当該団体には人件費の一部として金沢市から交付金が毎年度4千数百万円支出され、当該団体の総収入に占める割合は数%程度であるが、金沢市からの補助金・受託金の経常活動収入に占める割合は72.5%に達している。

#### (2) 業務委託理由について

委託の理由は、業務の効率化及び人件費等その他経費の節減である。  
この業務は、金沢市の直営で行ったことではなく、市直営の場合のコスト計算を実施したことはない。

#### (3) 契約内容について

随意契約を実施している。  
随意契約の理由は、「本事業は、地域で活躍している高齢者や民生委員、老人クラブ関係者等が、介護サービス利用者のためにボランティアとして介護施設等のサービス事業者を訪問し、利用者の話を聞き相談に乗ったり、サービス担当者との意見交換を行うなどの取り組みを進めることにより、サービスの質の向上を図ることを目的とするものであり、①営利を目的とする事業者でないこと。②介護サ

なお、参考までに、以下に平成19年度収支精算書を示す。

科目	決算額	摘要
委託料	7,341,000	金沢市から
合計	7,341,000	

(単位:円)

また、介護相談員派遣事業においては、1回当たりの単価に派遣回数に乗じて費用を算定しており、定期的に報告書が提出されているが、実際に介護事業所に出向いたことの確認までは行われていないため、担当課において適正に確認する方策を講ずる必要がある。

科目	決算額	摘要
人件費	2,444,000	職員人件費(明細あり)
介護相談員研修	808,795	旅費・交通費 578,920 円 養成研修⑧6,560×6名 =519,360 円 現任研修⑨29,780×2名 = 59,560 円 需用費 219,875 円 研修参加費⑩53,000×4名=212,000 円 名刺作成⑪1,575×5名=7,875 円
介護相談員派遣	3,227,935	謝礼金 10,000 円 実習謝礼⑫2,000×5名=10,000 円 謝礼金 2,967,000 円 相談員活動費⑬3,000×989回=2,967,000 円 役員費 260,935 円 報告書・送金案内郵送代 150,621 円 相談員保険加入掛金 110,314 円
介護相談員連絡会	860,270	謝礼金 689,000 円 相談員活動費⑭3,000×219回=657,000 円 講師謝礼⑮3,000×4H=32,000 円 旅費・交通費 24,820 円 講師旅費(東京一金沢) 24,820 円 需用費 146,450 円 お茶代 46,550 円 事例集購入 99,900 円
合計	7,341,000	

(単位:円)

意見

介護相談員派遣事業における相談員の介護事業所への派遣については、担当課において、その実績を適正に確認する方策を講ずる必要がある。

なお、介護相談員の養成目標数については、平成12年に策定した計画において、金沢市の概ね小学校区ごとに一人の介護相談員を養成する予定としており、その後は退職者の補充に止める方針であるとのことだった。

(7) 再委託の状況について  
該当なし

(8) 事後評価の実施状況  
①委託料の実績を、毎期の次期予算見積りに反映しているが、事後に実績の検証までは行われていない。  
②介護相談員受け入れ事業所アンケートを実施している。

8. 金沢市西部クリーンセンターエレベーター保守点検業務

委託業務区分	
施設等機械類保守点検	
委託業務内容	
金沢市西部クリーンセンターエレベーター保守点検業務	
業務委託理由別分類	
知識・技術の高度化により直営による対応が困難	
款・項・目	
衛生費・清掃費・ごみ処理費	
担当課	
環境局環境政策課	
委託料	
1. 当初予算計上額	
1,739,000円	
2. 最終支出額	
1,738,800円	
委託履行期間	
平成19年4月1日～平成24年3月31日	
委託事業開始時期	
平成15年度以前	
委託契約先名称	
三菱電機ビルテクノサービス株式会社金沢支店	
委託契約先分類	
営利法人	
契約方法	
随意契約	
随意契約理由とするもの	
契約の性質又は目的が競争入札に適しない	
特殊な技術やノウハウを有する者との契約	
契約期間	
平成19年4月より5年契約(長期継続契約)	
再委託の有無	
無	

(1) 委託業務の概要  
 金沢市西部クリーンセンターの2台のエレベーターの保守点検業務においては、当該業者が、当該施設開設以来、随意契約で受託している。

本業務は、労働安全衛生法第45条第1項並びにクレーム等安全規則第154条及び第155条に基づき点検を行い、エレベーターの故障を未然に防止して、機器本来の性能を良好に維持するためのものである。

なお、当該業者は金沢市東部クリーンセンターの1台のエレベーターの保守点検業務も同様に受託している。

(2) 業務委託理由について  
 委託の理由は、知識・技術の高度化により直営による対応が困難なためである。

(3) 契約内容について  
 随意契約(長期継続契約)を実施している。  
 随意契約の理由は、「金沢市クリーンセンターのエレベーター設備は、三菱電機株式会社製であり、その保守点検には、製造会社の専門的な知識及び技術を必要とし、また、部品の調達・交換ができるのは、製造会社のメンテナンソ会社である上記業者のみである。」とされており、平成19年度に5年間の長期継続契約を随意契約で締結している。

なお、本件は金沢市長期継続契約を締結できる契約を定める条例第2条第3項の「施設の設備機器の運転及び保守管理に関する委託契約」に該当することから、長期継続契約としてしているものである。

(4) 入札について  
 該当なし

(5) 予算の正確性の検証  
 当初予算計上額と最終支出額には、200円の差額が発生している。

(6) 対価としての妥当性について  
 業者から見積書が提出されているが、見積総額の記載のみであり、見積りの内訳がない。また、設計積算による単価の検証もなく、市場価格との比較もできないことから、発注者側でその妥当性を検証することができない。

予定価格はあるが、それは設計・積算によるものではなく、前年度実績と業者の見積りを基に算定したものである。

(7) 再委託の状況について  
 該当なし

9. 第14回金沢市民マラソン大会開催事業委託

委託業務区分	各種事業、研修会等開催・運営
委託業務内容	第14回金沢市民マラソン大会開催事業
業務委託理由別分類	業務の効率化及び人件費等其他経費の節減
款・項・目	教育費・保健体育費・体育振興費
担当課	市民局市民スポーツ課
委託料	1. 当初予算計上額 12,500,000円 2. 最終支出額 12,028,027円
委託履行期間	平成19年6月1日～平成20年3月31日
委託事業開始時期	平成15年度以前
委託契約先名称	金沢市民マラソン大会実行委員会
委託契約先分類	その他
契約方法	随意契約
随意契約理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間	平成19年6月1日より平成20年3月31日
再委託の有無	有

(8) 事後評価の実施状況

① 委託業務の完了検査の実施

月2回の点検が実施されており、点検前には事前の打ち合わせを行い、点検後には作業報告書の提出とその説明を受けているほか、業務完了報告書の提出を受けている。

② 委託の事後評価

委託料の実績を、毎期の次期予算見積計算に反映しているとのことだが、これは、委託料の実績額を次年度の予算計上に利用しているに過ぎないので、事後評価しているとはまではいえない。

意見

西部クリーンセンターエレベーター保守点検業務委託料の積算においては、業者に詳細な経費内訳の提出を求め、対価としての妥当性を検討するとともに、実績報告書等に基づき事後評価を実施し、その結果を翌期以降の予算計上等に反映させる必要がある。

(1) 委託業務の概要

平成6年度から金沢市民マラソン大会を開催するに当たり、金沢市民マラソン大会実行委員会を設立し、大会開催業務を委託している。

金沢市民マラソン大会実行委員会は、金沢市副市長を会長とし、委員は体育団体その他関係機関の役員及び金沢市の職員等のうちから会長が委嘱している。

以下に平成17年度からの参加人数、委託料等の推移を示す。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
参加人数	4,141	3,697	3,981

単位：人

科目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
委託料	15,300,000	13,200,000	12,500,000
参加料	2,443,500	2,196,500	2,516,000
雑収入	39,001	74,000	195,000
合計①	17,782,501	15,470,500	15,211,000

単位：円

科目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
報償費	1,526,484	1,505,085	1,426,942
消耗品費	4,247,303	4,239,616	2,558,087
印刷製本費	3,117,240	2,155,303	2,151,008
食糧費	701,444	637,979	645,020
役務費	727,047	583,580	727,007
通信運搬費	397,007	393,623	444,735
委託料	4,798,563	4,504,626	5,446,570
賃借料	1,027,342	1,029,475	1,038,258
旅費交通費	449,900	410,600	301,400
負担金	0	0	0
雑費	4,095	0	0
合計②	16,996,425	15,459,887	14,739,027
金沢市へ返納			
①－②	786,076	10,613	471,973

単位：円

なお、参加料は一般一人1,500円で、平成19年度から高校生一人500円を徴収するようになった。

(2) 業務委託理由について

金沢市民マラソン大会実行委員会は、金沢市民マラソン大会の開催のためだけに存在している。また、事務局は市民スポーツ課内にあり、市職員が事務を行っている。

委託理由として「業務の効率化及び人件費等その他経費の節減」を掲げているが、実際には、業務の効率化を図り、スムーズな大会運営を実現するためには、体育団体・その他関係機関と協力・連携して行う必要があるため、当該関係団体と共同して設立した実行委員会に委託する場合に該当している。

(3) 契約内容について

随意契約を実施している。

随意契約の理由は、「金沢市民マラソン大会は日本陸連公認コースで行われ、4,600人を超える参加が予想される。このような規模の大会を成功させるためには競技を熟知した専門的な競技役員により実施される必要がある。金沢市民マラソン大会実行委員会は、金沢市陸上競技協会、金沢市体育協会などから構成されており、専門的な競技役員を派遣することが可能である。また、平成6年より業務を実施しており実績が良好である。」とされている。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

当初予算計上額12,500,000円を年4回に分け概算払いにより支出しており、平成20年3月31日には、余剰額471,973円が返納され不用額となっている。

(6) 対価としての妥当性について

当該委託料の年度別推移をみると、平成17年度が15,300,000円、平成18年度が13,200,000円、平成19年度が12,500,000円となっており、経費の削減が行われている。

平成19年度の当該実行委員会出納簿を見ると、入賞賞品の発注で見積合わせを行っているし、参加賞や印刷の発注では指名競争入札を行っており、コスト削減の努力が認められる。

しかし、その他は随意契約に拠っている場合が多く、さらなる経費の削減余地は存在していると思える。将来的には、市の支出を削減するため、本大会のスポンサー企業を募集して冠大会とし、「〇〇〇〇金沢市民マラソン大会」として各ランナーのゼッケンに企業名や商品名を入れること等を検討し、民間企業等による開催への転換につなげることを視野に入れておく必要もあるのではないだろうか。なお、年度末に無理に予算を消化した事実はなかった。

以下に、平成19年度金沢市民マラソン大会実行委員会収支決算書を示す。

収入の部					単位：円
科目	当初予算額	流用額	現計予算額	決算額 (p)	増減 (f) - (p)
委託金	12,500,000	0	12,500,000	12,500,000	0
参加料	2,300,000	0	2,300,000	2,516,000	▲216,000
雑収入	101,000	0	101,000	195,000	▲94,000
合計	14,901,000	0	14,901,000	15,211,000	▲310,000

支出の部					単位：円
科目	当初予算額	流用額	現計予算額	決算額 (p)	増減 (f) - (p)
報償費	1,451,000	0	1,451,000	1,426,942	24,058
消耗品費	3,780,000	▲1,139,000	2,641,000	2,568,087	82,913
印刷製本費	2,156,000	0	2,156,000	2,151,008	4,992
食糧費	540,000	106,000	646,000	645,020	980
役務費	671,000	63,000	734,000	727,007	6,993
通信運搬費	379,000	66,000	445,000	444,735	265
委託料	4,600,000	847,000	5,447,000	5,446,570	430
賃借料	1,021,000	18,000	1,039,000	1,038,258	742
旅費交通費	291,000	39,000	330,000	301,400	28,600
雑費	12,000	0	12,000	0	12,000
合計	14,901,000	0	14,901,000	14,739,027	161,973

収入額－支出額＝15,211,000円－14,739,027円＝471,973円 差引残額

なお、金沢市民マラソン大会は、11月11日に開催されており、12月3日にその反省会が開かれている。それにもかかわらず、委託契約期間が翌年3月31日までとなっており、それまで委託料の精算が行われていない。

委託業務が終了した以上、できるだけ早く精算をするためにも委託契約期間を短縮するべきである。

意見

金沢市民マラソン大会開催事業委託については、11月中に大会が開催されているにもかかわらず、年度末までの委託契約期間とされており、速やかに委託料の精算を実施させるため、適正な委託期間に短縮する必要がある。

(7) 再委託の状況について

平成19年度の委託事業結果報告書・収支決算書によれば、総支出14,739,027円のうち会場設営・記録処理等に5,446,570円が再委託されているが、金沢市の事前再委託承諾書が確認できなかった。

また、再委託先からの情報流失防止策として、金沢市と金沢市民マラソン大会実行委員会との間で締結された委託契約書第11条(個人情報保護)を受けて、「個人情報保護の取り扱いに係る特記事項」の遵守が義務付けられており、金沢市民マラソン大会実行委員会は、あらかじめ金沢市の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならないとされている。

加えて、金沢市民マラソン大会実行委員会は、金沢市の承認により、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、金沢市が金沢市民マラソン大会実行委員会に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとされているが、金沢市として随時モニタリングまでは行われていない。

意見

金沢市民マラソン大会開催事業委託については、大会実行委員会の再委託先からの情報流出を防止するため、金沢市として随時モニタリングを行う必要がある。

(8) 事後評価の実施状況

委託料の実績を、毎期の次期予算見積り計算に反映していることだが、事後的に経済性・効率性の観点から代替案を含めてコスト計算をしている訳ではない。毎年度、委託料は削減されているものの事後評価が不足しているといえる。

10. 住民記録(兼印鑑登録証明)オンラインシステム用端末機保守業務委託

委託業務区分	
コンピュータシステム関連	
委託業務内容	
住民記録(兼印鑑登録証明)オンラインシステム用端末機保守業務	
業務委託理由別分類	
業務の効率化及び人件費等その他経費の節減	
知識・技術の高度化により直営による対応が困難	
款・項・目	
総務費・総務管理費・情報管理費	
担当課	
都市政策局情報政策課	
委託料	
1. 当初予算計上額	
12,265,000円	
2. 最終支出額	
12,259,800円	
委託履行期間	
平成19年4月1日～平成20年3月31日	
委託事業開始時期	
平成15年度以前	
委託契約先名称	
富士通株式会社	
委託契約先分類	
営利法人	
契約方法	
随意契約	
随意契約理由とするもの	
契約の性質又は目的が競争入札に適しない	
特殊な技術やノウハウを有する者との契約	
契約期間	
平成19年4月より1年契約	
再委託の有無	
無	

(1) 委託業務の概要  
 本委託業務は、本庁市民課・市民センターほか15ヶ所の住民記録(兼印鑑登録証明)オンラインシステム用端末機の保守業務である。  
 当該業者は、機器保守業務やシステム開発・運用・改修業務の受託が多い。

(2) 業務委託理由について  
 委託の理由は、業務の効率化及び人件費等その他経費の節減及び知識・技術の高度化のため直営が困難という理由である。

(3) 契約内容について  
 随意契約を実施している。  
 随意契約の理由は、「住民記録(兼印鑑登録証明)オンラインシステム用端末機及び関連機器は精密機器であり、機器の整備点検等には機器の機能に熟知した製造業者である富士通(株)の技術が必要とす。また、これら機器は住民記録という市民を対象としたシステムに関する機器であることから、機器類に障害が発生した場合には早急に対処する必要があり、最短の時間で対処できるのは富士通(株)であるため」とされている。

「機器の保守はその製造業者でなくとも可能ではないか」と担当課に質問したところ、「端末のハードウェアが故障しハードディスク等を交換した場合には部品交換後にソフトウェアについても新たにインストールし、職員に引き渡した直後から利用できるまで復元した状態で保守完了となっており、保守内容は、ハードウェアのみならずソフトウェアに至っている」とのことだった。

(4) 入札について  
 該当なし

(5) 予算の正確性の検証  
 当初予算計上額と最終支出額に5,040円の余剰差額が発生した。少額なので、目内流用により対応されており、流用先を精査した結果、問題は認められなかった。

(6) 対価としての妥当性について  
 積算資料を検討した結果、委託料は、対象機器ごとの月間保守料に機器の数を掛けたものを合計しており、対象機器の月間保守料は、機器の価格と故障率(全国的統計による)から算出されている。

以下に、積算資料を示す。

保守対象機器（保守料は、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない）

品 名	型 名	数	保守料 (月額)	
			単価 (円)	合価 (円)
【情報政策課】				
G540/20 本体	省略	1		2,100
ディスプレイ装置	省略	1		800
IDカードリーダー	省略	1		600
レーザービームA7リンク装置	省略	1		20,000
増設フロッピー装置	省略	1		800
増設ディスプレイ装置	省略	1		1,700
小計				26,000
【端末】				
FMV-7000FL2	省略	71	1,300	92,300
カラー液晶ディスプレイ	省略	71	500	35,500
無停電源装置	省略	21	1,400	29,400
小計				157,200
FMV-6000CX2	省略	1		1,300
小計				1,300
FMV-610NU2	省略	19	1,300	24,700
小計				24,700
ページプリンタ	省略	7	1,200	8,400
拡張給紙ユニット-A	省略	1		200
小計				8,600
シリアルプリンタ	省略	7	4,300	30,100
小計				30,100
カット紙ページプリンタ	省略	9	1,500	13,500
GS/M連携機構	省略	9	1,100	9,900
拡張出力機構	省略	9	400	3,600
小計				27,000

自治体用 LBP	省略	31	11,900	368,900
認証契印機	省略	28	10,000	280,000
大容量ホッパ	省略	29	1,300	37,700
小計				686,600
印影リーダー	省略	2	5,000	10,000
小計				10,000
合計				971,500
【会計課端末】				
FMV-722NU5/B	省略	1		1,500
小計				1,500
合計				973,000

次に、委託事業結果報告書（完了届）・委託業務結果内訳書から平成19年度の実際の作業件数・時間・主な作業を示す。

作業件数：月間2～14件	年間	207台
うち定期保守	年間	150台

作業時間：月間2～16時間	年間	90時間18分
うち定期保守	年間	30時間50分

主な作業：部品交換	
1)大型自治体プリンター (ハードディスク、メインボード、スレーブユニット、PSSD センサ、ドラムユニット転写部、ビームローラ、2 段目カセットリフトモーターユニット、STKS センサ、転写ユニット、光学ユニット、定着器、感光ドラム、上段給紙ユニット、現像器、ドラム基板、メンテナンスキット、フロントカバーユニット、リボンドライブ ASY)	
2)小型プリンター (ワイドローラ、プロセッサユニット、SE 稼働)	
3)PC (LCD パネル、メインボード、SE 稼働)	
4)ディスプレイ (LCD ユニット、インバーターユニット、インターフェースユニット)	
床のトナーこぼれの清掃	
転写ユニット取っ手交換	
マウス交換	
再操作 等	



11. 家庭系一般廃棄物収集・運搬委託業務

委託業務区分	その他の委託
委託業務内容	家庭系一般廃棄物収集・運搬
業務委託理由別分類	業務の効率化及び人件費等その他経費の節減
款・項・目	衛生費・清掃費・ごみ収集費
担当課	環境局リサイクル推進課
委託料	
1. 当初予算計上額	649,460,000 円
2. 最終支出額	644,490,000 円
委託履行期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日
委託事業開始時期	平成15年度以前
委託契約先名称	金沢市一般廃棄物事業協同組合
委託契約先分類	その他の公益法人
契約方法	随意契約
随意契約理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間	平成19年4月より1年契約
再委託の有無	無

さて、年間委託料12,259,800円を作業台数で割ると1台当たり59,226円となる。

また、1時間当たりのコストは135,767円となる。主な作業の中で清掃、マウスの交換、再操作等、高度な技術がなくてもできる作業もあるが、大型自治体プリンター等の部品交換においては高度な知識及び技術が必要となる。

ちなみに、この委託先に個人で出張修理を依頼すると、1件当たり当日対応の場合最低55,000円の基本料金に1時間を超過すると、3,750円/15分の追加料金及び部品代の実費が加算される。また、場合によってはS/Eの作業も必要となる。

よって、随意契約理由の最短の時間で修理・調整するためのコストを単純に比較することによって導き出すことは難しい。

(7) 再委託の状況について  
該当なし

(8) 事後評価の実施状況

予算要求時及び予算執行時においては、平成18年度から「情報システムランニングコスト事前評価制度」を導入し事前評価を実施しているが、委託完了後は、事後評価の実施による厳密な実績把握をしていないため、コスト計算・代替案の検討が不十分であり、実質的に毎期同様の予算計上・執行となっている。

本委託事業において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」理由として、「特殊な技術やノウハウを有する者との契約」と言う理由で1者随意契約を行っていることは、ハードウェア及びソフトウェア保守をそれぞれ委託した場合と一括契約による場合とを、「経費の節減」・「障害の原因を判断した結果である」と思われる。

しかしながら、経費については、事後評価等の実施により妥当性を検証していただく必要があると思われる。

意見

住民記録（兼印鑑登録証明）オンラインシステム用端末機保守業務委託については、事後評価等の実施により、年間の包括的な保守委託と個別の故障対応による場合を比較し、経費の妥当性を検証する必要がある。